

12. 住む家を探す

■民間の住宅を借りる

家、アパート、マンションを借りるときは、不動産屋で探します。不動産屋は、駅の近くなどにあります。

住む家が決まったら、不動産屋と契約します。『在留カード』など身分を証明するものと、印鑑などが必要です。また、契約期間は通常2年です。契約途中で引っ越しをするときは、1か月前に連絡します。

不動産屋から家を借りるときに、家賃以外にもいろいろなお金がかかります。くわしくは、不動産屋に聞いてください。

■公営の住宅を借りる

公営の住宅（東京都や区が貸してくれる住宅）を借りるためには、所得や家族構成など、いろいろな条件があります。

1. 区営住宅・区民住宅

区 住環境整備課
電話：03-5654-8353

12. 租借住房

■租借民间住宅

租借民间住宅时需要通过不动产介绍。在车站附近有很多不动产公司。

房子决定后需要与不动产公司签合同，此时需出示“在留卡”等身分证件及印章等。签约期限一般为2年。中途搬迁时需提前1个月通知不动产公司。

经过不动产公司介绍的房子除房租之外还需要付其它一些费用。详细请直接向不动产公司咨询。

■租借公营住宅

租借公营住宅（东京都以及葛饰区提供的住宅），在收入及家庭人员构成上必须满足一定条件。详细请咨询。※只限日语咨询。

1. 区营住宅・区民住宅

区 住环境整備課
电话：03-5654-8353

所得が決められた額以下で、住むところに困っている人のための公営住宅です。どちらも借りるための条件があります。くわしくは聞いてください。

- 『区営住宅』
「広報かつしか」(⇒ P.10)等で、年に1回募集します。
- 『区民住宅』
65歳以上の人が対象です。空き屋が出たときに「広報かつしか」等で募集します。

2. その他の公営住宅

- 都営住宅・都民住宅
JKK 東京 都営住宅募集センター 電話：03-3498-8894
- 公社住宅
JKK 東京 公社住宅募集センター 電話：03-3409-2244

■引っ越しが決まったらする手続き

1. 電気・ガス

電気やガスを使うようにするには、申し込みが必要です。いろいろな会社が電気とガスを扱っています。下記は、よく使われている会社です。くわしくは聞いてください。

是为收入所得额(从收入中减掉必要经费后的金额)在一定金额以下，在住房上有困难者提供的公营住宅。租借时需要满足一定条件。详情请咨询。

- “区营住宅”
‘葛饰区区报(広報かつしか)’(⇒请参考 11 页)等，每年募集一次。
- “区民住宅”
条件为年龄必须在 65 岁以上。出现空房时将通过‘葛饰区区报(広報かつしか)’募集。

2. 其它公营住宅

- 都营住宅・都民住宅
JKK 东京 都民住宅募集中心 电话：03-3498-8894
- 公社住宅
JKK 东京 公社住宅募集中心 电话：03-3409-2244

■決定搬家后应事先办理以下生活相关事宜

1. 电・煤气

电和天然气需要事先向负责公司联系开通，有很多公司提供生活用电和天然气。以下是一般被利用的公司。

- 東京電力お客様センター第1
電話：0120-995-001

- 東京ガスお客様センター
電話：0570-002211（ナビダイヤル）
携帯電話から：03-3344-9100



- 東京電力第一顾客服务中心
电话：0120-995-001
- 东京煤气顾客服务中心（热线电话）
电话：0570-002211
手机电话：03-3344-9100

家の電気が消えたとき

契約アンペアを超えて使ったり、器具の故障などでショートしたときは、ブレーカーのスイッチが自動的に下がり、電気が切れます。

使っている電気器具を減らしてください。ショートしたときはその電気器具のコンセントを抜いてからブレーカーのスイッチを上げてください。

ガス臭いとき

ガス臭いときは、火を使わないでください。窓や戸を開けて、ガス栓を閉め、すぐに契約しているガス会社に連絡してください。

2. 水道

引っ越しが決まったとき

- 東京都水道局お客様センター
電話：03-5326-1100
水道局お客様センターに電話をして、いつから住み始めるか言います。

水のトラブル

- 東京都水道局お客様センター
電話：03-5326-1101
水が漏れているときは、メーターボックスの元栓を閉め、水道局に電話してください。水道工事などで水が出なくなったり、にぎった水が出るときは、チラシなどで連絡があります。

房间内突然停電時

超过规定安培使用电量或因家电故障等产生的冲击会使电闸落下。出现突然停电现象时首先应该关掉部分家电。出现跳闸现象时，应拔下所有家电插销后将落下的电闸推上即可回复通电。

有煤气臭时

感觉到有煤气臭味时马上停止用火，及时打开门窗，关闭煤气阀门，尽快与签合同的煤气公司联系。

2. 水道

決定搬家后

- 東京都水道局顾客服务中心
电话：03-5326-1100
搬入前向水道局顾客服务中心联系, 通知入住日期。

发生漏水等现象时

- 東京都水道局顾客服务中心
电话：03-5326-1101
发生漏水现象时，立即关掉水表内开关，马上与水道局联系。

如果因为水道工程等而发生断水或浑浊现象时，事先会有布告贴出或其他方式通知大家。

3. 電話

固定電話の工事は予約制です。

- 携帯電話・スマートフォン、NTT以外の固定電話から⇒ 0120-116-000
- NTTの固定電話から⇒ 116



4. 郵便

郵便局で転居（引っ越し）の届出をすると、その後1年間、古い住所の郵便物を新しい住所に送ってくれます。届出は、届出人の身分を証明するものと印鑑が必要です。

5. 『住民票』住所変更

引っ越した日から14日以内に葛飾区「戸籍住民課」か、「区民事務所」に行ってください。（⇒ P. 20）

6. 子どもの学校が変わるとき

- ① 今行っている学校に引っ越すことを言って、『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』をもらいます。
- ② 引っ越しをした後に、引っ越し先の自治体で『在留カード』の住所変更の手続きをします。
- ③ 学校でもらった証明書をもって引っ越し先の教育委員会へ届け出ます。

3. 电话

办理固定电话迁移手续需提前预约。

- 手机以及 NTT 以外的固定电话拨打 ⇒ 0120-116-000
- NTT 的固定电话拨打 ⇒ 116

4. 邮局

邮局内放有住所变更申请明信片，填上后交给邮局。联系后1年以内邮往旧住址的邮寄物品将转送到新住址。办理时需要本人的身份证件及印章

5. “住民票”住址变更

搬家日起14日以内到葛饰区“户籍住民课”或“区民事务所”办理变更手续。（⇒ P. 21）

6. 孩子转学时

- ① 向原学校索取“在学证明”及“教科书发给证明”
- ② 搬家之后请到新住址所在政府办理“在留卡”住址变更手续。
- ③ 持从原学校索取的证明资料到新住所教育委员会办理入学手续。